

令和7年度
龍ヶ崎市市民活動サポート補助金
申請の手引き（募集要項）



令和6年12月
龍ヶ崎市 市民経済部 地域づくり推進課

< 目 次 >

市民活動サポート補助金の概要	
1 市民活動サポート補助金とは	．．．．． P 2
2 補助対象団体	．．．．． P 3
3 補助対象となる事業	．．．．． P 5
4 補助事業の期間	．．．．． P 6
5 補助金額・補助率・補助回数	．．．．． P 7
6 補助金の対象経費、対象外経費	．．．．． P 8
7 申請書の受付	．．．．． P10
8 補助金の交付決定	．．．．． P12
9 事業内容の変更、中止、廃止	．．．．． P12
10 実績報告	．．．．． P12
11 補助金の額の確定、支払い	．．．．． P13
12 補助金の返還	．．．．． P13
13 その他	．．．．． P13
各支援コースの比較表	．．．．． P14
手続きの流れ	．．．．． P15
様式記入例	
・ 申請編【スタートダッシュ支援（設立補助）Ver】	．．．．． P17
・ 申請編【ジャンプアップ支援（事業補助）Ver】	．．．．． P23
・ 実績報告編【スタートダッシュ支援（設立補助）Ver】	．．．．． P29
・ 実績報告編【ジャンプアップ支援（事業補助）Ver】	．．．．． P34
Q & A	．．．．． P39
市民活動サポート補助金提出書類チェック表【申請時用】	．．．．． P40
市民活動サポート補助金提出書類チェック表【実績報告時用】	．．．．． P41

市民活動サポート補助金の概要

1 市民活動サポート補助金とは

社会に貢献しようとする市民の自主的な活動を行う団体に対し、その経費の一部を補助することによって、市民活動の活性化を支援する制度です。

この補助金は、団体の初期を支援する「スタートダッシュ支援（設立補助）」と、団体の拡充期に行う事業を支援する「ジャンプアップ支援（事業補助）」の2種類で構成されています。

◆ スタートダッシュ支援（設立補助）

市民活動初期の支援として、市民が新たに仲間を募って設立した新規団体によるスタート活動の経費を支援するもので、市民活動に参加する市民のすそ野を広げ、市民参加や活動の担い手づくりを促進することを目的としています。

◆ ジャンプアップ支援（事業補助）

市民活動拡充期の支援として、団体のジャンプアップ活動の経費を支援するもので、団体の活動の拡大や発展、地域活性化につなげることを目的としています。より良い市民生活の実現のため、団体自らが企画立案し実施する、公益性の高い事業に対しての補助であり、段階的補助によって自主性のある市民活動と団体の自立を促します。

【スタートダッシュ支援の活用イメージ（一例）】

- ・ 経済的理由等により塾に行けない子どもたちに対する「無料塾」を仲間たちと開設し、今後継続して学習支援を行いたい、それに当たっての教材・施設備品等を整えたいと考えている。
- ・ 社会貢献活動の一環として、駅前周辺の地域清掃を仲間たちと始めたが、活動のPRを図るため、団体のロゴ入りスタッフジャンパーや帽子などを揃えたいと考えている。

【ジャンプアップ支援の活用イメージ（一例）】

- ・ ウォーキングを通じて健康づくりに取り組む団体であるが、その延長線上の事業として、牛久沼や小貝川周辺をウォーキングしながら、落ちているごみを拾う清掃活動を広く市民に呼びかけ、清掃用具を用意して実施し、健康づくりと環境美化、さらには世代間交流を図りたいと考えている。
- ・ 映像制作を行うサークルであるが、今後、まちの魅力（龍ヶ崎のおすすめスポットやグルメ、人・モノなど）を発信するショートムービーを制作し、それを様々な場面で上映することにより、龍ヶ崎に人を呼び込み、まちなかの賑わいの創出や活性化を図るとともに、映像文化を推進したいと考えている。
- ・ 歴史的建造物のガイド活動を行う団体であるが、多くの市民に地域固有の歴史・文化を学んでもらう機会として、パネル展示や専門家による講演会などを開催し、観光活性化を図りたい。併せて、参加者への普及啓発によって団体の会員数増加につなげたいと考えている。

2 補助対象団体

市民活動を行うことを主たる目的とした、次のすべての要件に該当する団体とします。

◆ スタートダッシュ支援

- (1) 活動内容が特定非営利活動促進法別表に掲げる 20 分野のいずれかの活動に該当するものであること。
- (2) 新規又は設立後、2 年未満の団体であること。
- (3) 3 人以上で構成され、その過半数以上が市民（市内在住、在勤又は在学）であること。
- (4) 市内に事務所等の活動拠点があり、かつ主として市内で市民活動を行っていること、又は行う見込みがあること。
- (5) 定款、会則、規約等を定めていること。
- (6) 年間の活動計画を制定していること。
- (7) 適切な会計処理が行われていること。
- (8) 市民活動センターに団体登録されていること、又は団体登録する見込みがあること。
- (9) 団体に加入を希望する者は、特別な理由がない限り、任意にその構成員になることができる団体であること。
- (10) 同一団体の設立等に対し、国、県その他の機関が交付する補助金等、又は市が交付する他の補助金等を受けた団体でないこと。
- (11) 過去に龍ヶ崎市市民活動ステップアップ補助金交付要綱（平成 25 年 11 月 29 日告示第 142 号）の規定による補助金の交付を受けた団体でないこと。
- (12) 申請時において、当該申請を行う市民活動団体又はその代表者が市税等を滞納している団体でないこと。
- (13) 営利を目的とした団体でないこと。
- (14) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (15) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (16) 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (17) 公序良俗に反する団体でないこと。

◆ ジャンプアップ支援

- (1) 活動内容が特定非営利活動促進法別表に掲げる 20 分野のいずれかの活動に該当するものであること。
- (2) 設立後 2 年以上の団体であること。
- (3) 5 人以上で構成され、その過半数以上が市民（市内在住、在勤又は在学）であること。
- (4) 市内に事務所等の活動拠点があり、かつ主として市内で市民活動を行っていること。
- (5) 定款、会則、規約等を定めていること。

- (6) 年間の活動計画を制定していること。
- (7) 適切な会計処理が行われていること。
- (8) 市民活動センターに団体登録されていること。
- (9) 団体に加入を希望する者は、特別な理由がない限り、任意にその構成員になることができる団体であること。
- (10) 申請時において、当該申請を行う市民活動団体又はその代表者が市税等を滞納している団体でないこと。
- (11) 営利を目的とした団体でないこと。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (13) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (14) 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (15) 公序良俗に反する団体でないこと。



3 補助対象となる事業

次の要件をすべて満たすものが対象です。

◆ スタートダッシュ支援

◆ ジャンプアップ支援

(1) 特定非営利活動促進法別表に掲げる、次の20分野のいずれかの活動に該当する事業であること。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救護活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として茨城県の条例で定める活動

(2) 地域課題、社会的課題等の解決につながる事業であること。

(3) 龍ヶ崎市内で実施し、主として市民を対象とするものであること。

(4) 団体の活動の目的を達成するため適当であると市長が認めた事業であること。

(5) 補助金の交付を受けようとする年度内に完了する事業であること。

<対象外とするもの>

(1) 営利を主たる目的とする事業。ただし、事業から得られた利益を分配せず、市民活動を継続するための費用に充てる場合は、この限りでない。

(2) 特定の個人及び団体の利益のために実施する事業

(3) 団体の構成員のみを対象とする事業

- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的とする事業
- (6) 特定の公職の候補者、公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (7) 法律、条例等に違反する事業
- (8) 公序良俗に反する事業
- (9) 国、県その他の機関が交付する補助金等、又は市が交付する他の補助金等を受けている、若しくは受ける予定の事業
- (10) 補助金の交付決定時において既に着手している事業
- (11) 同一団体が同一内容のものについて過去に龍ヶ崎市協働事業提案制度実施要綱（平成 23 年 2 月 14 日告示第 8 号）の規定による事業採択及び事業費の交付を受けた事業（※ただし、これによる採択回数が通算 2 回以内で、かつ当該事業を初めて実施した年度から 5 年度以内の期間にあるものは、新制度移行後の経過措置として、1 回に限り申請できるものとする。なお、この場合の補助率は新制度による 1 回目の 9 / 10 を適用する。）
- (12) その他、市長が不適当と認める事業

4 補助事業の期間

補助事業等決定後から令和 8 年 3 月 31 日まで
（ただし、検収期間 30 日間を含む）

5 補助金額・補助率・補助回数

補助金額・補助率・補助回数は、次のとおりです。

補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

補助金は、単年度ごとのものに対する交付となります。

ジャンプアップ支援の同一事業に対する交付回数は、通算2回までとなり、次年度以降も同一事業を実施する場合は、単年度ごとにその都度申請が必要となります。中長期的な時間の枠で、同一団体が内容の異なる事業を申請することも可能ですが、この場合は同一事業を2回続けて実施した後での申請となります。

同一年度内における交付の回数は、補助区分にかかわらず、1団体1回を限度とします。

◆ スタートダッシュ支援

- (1) 補助金額 : 10万円(上限額)
- (2) 補助率 : 9/10
- (3) 補助回数 : 1回限り

◆ ジャンプアップ支援

- (1) 補助金額 : 30万円(上限額)
- (2) 補助率 : 1回目 9/10 2回目 8/10
- (3) 補助回数 : 2回

補助区分	スタートダッシュ支援	ジャンプアップ支援	
補助金額(上限額)	100,000円	300,000円	
補助率	9/10	1回目	9/10
		2回目	8/10

6 補助金の対象経費、対象外経費

事業等の実施に直接要する経費とします。補助金の交付の対象となる経費、対象とならない経費の具体例は、下表のとおりです。

経費区分	対象となる経費の例	対象とならない経費の例
人件費	—	・ 団体構成員の人件費
報償費	・ 講師、専門家、出演者等に対する謝礼金	・ 記念品、手土産代等 ・ 団体の構成員に対する謝礼金
旅費	・ 講師、専門家、出演者等の会場までの交通費	・ 視察費及び宿泊費（※１） ・ 参加者及び団体の構成員の交通費
食糧費	・ 外部講師等の食事代（※２） ・ 団体の構成員の会議等の茶菓子代（※３）	・ 団体の構成員の食事代
需用費	・ 消耗品費及び印刷製本費（文具・書籍・機材・資材等の購入費、ポスター・チラシ等の印刷費、看板代等）	・ 補助対象事業以外において使用する消耗品費及び印刷製本費
役務費	・ 通訳又は翻訳に係る経費 ・ 切手、宅配便等の通信運搬費 ・ チラシ等の新聞折込等に係る経費 ・ イベント開催時の損害保険料等	・ 補助対象事業以外においてかかる火災保険料、地震保険料、車両保険料等
委託料	・ 団体構成員では行うことができない業務（専門的知識、技術等を要する業務）を外部に委託する費用	・ 外部に委託する業務を当該受託者が当該業務を再委託する場合における委託料（※４） ・ 事務所等の管理委託費
使用料及び賃借料	・ 補助対象事業を行う会場等の使用料及び機具、機材等の借上料	・ 補助対象事業以外においてかかる使用料及び借上料 ・ 団体が使用する施設の使用料
公有財産購入費	—	・ 財産の取得等に係る経費
備品購入費	・ 補助対象事業において使用する備品の購入費（※５）	・ 車両の購入費 ・ 補助対象事業以外において使用する備品の購入費
その他経費	・ その他市長が必要と認める経費	—

※１ 視察費及び宿泊費

講演会等の講師等であっても、視察費と宿泊費は補助対象外です。

※２ 外部講師等の食事代

1日にわたる講演会を開催する場合、講師の昼食代は補助対象となりますが、夕食代は補助対象外です。1食当たり800円（税別）以内としてください。

※3 団体の構成員の会議等の茶菓子代

会議等の茶菓子代の1人（1回）当たり200円（税別）以内としてください。

※4 外部に委託する業務を当該受託者が当該業務を再委託する場合における委託料

事業全体の委託料、いわゆる「丸投げ」は認められません。

※5 補助対象事業において使用する備品の購入費

スタートダッシュ支援は単価3万円（税別）以内のものとし（数量制限なし）、ジャンプアップ支援は総額で10万円（税別）以内とします。



7 申請書の受付

提出された申請書類をもとに、個別ヒアリング等による調査や団体の適格性、申請内容の審査を行います。なお、申請方法等は、次のとおりです。

◆ スタートダッシュ支援

(1) 申請期間（募集期間）

★ 令和7年4月1日から令和8年1月30日まで（随時）

※ 申請は先着順で受け付け、予算の範囲に達し次第、受付を終了します。提出書類がすべて整った段階で正式に受け付けます。なお、募集を停止する場合は、市ホームページ等で告知します。

※ 団体の適格性や対象経費など、申請内容について審査を行うため、お時間をいただく場合があります。また、書類不足等により、再提出をお願いすることもあるため、申請は期間に余裕をもって行ってください。

(2) 提出書類

- ① 市民活動サポート補助金交付申請書
- ② 事業等実施計画書
- ③ 事業等収支予算書
- ④ 交付申請団体調書
- ⑤ 誓約書兼同意書
- ⑥ 定款、会則、規約等の写し
- ⑦ 会員名簿の写し（各会員の氏名・住所等記載のあるもの）
- ⑧ その他（事業報告や決算報告等の団体の活動実績の分かるものなど）

(3) 提出先

龍ヶ崎市市民経済部地域づくり推進課市民活動推進グループ
(龍ヶ崎市役所4階)

〒301-8611

茨城県龍ヶ崎市3710番地

※ 直接お持ちください。

◆ ジャンプアップ支援

(1) 申請期間（募集期間）

★ 令和7年1月15日から令和7年2月17日まで（第1次）

※ 申請は提出書類がすべて整った段階で正式に受け付けます。申請を受け付け、申請内容の審査を経た後、その団体数が多数となり、予算の範囲を超えた場合は、抽選により交付対象団体を決定します。

※ 過年度に申請し交付決定を受けた同一団体による同一事業は、継続性を支援する観点から、抽選前に優先的に決定するものとさせていただきます。

※ 申請件数が募集枠に満たない場合は、第２次の募集期間で予算の範囲に達するまで申請を受け付けます。

※ 令和７年度予算が確定するまで仮受付とします。

※ 団体の適格性や対象経費など、申請内容について審査を行うため、お時間をいただく場合があります。また、書類不足等により、再提出をお願いすることもあるため、申請は期間に余裕をもって行ってください。

★ 令和７年６月２日から令和７年１２月２６日まで（第２次）

※ 第１次の募集期間で申請件数が募集枠に満たない場合に限り、予算の範囲に達するまで先着順で申請を受け付けます。提出書類がすべて整った段階で正式に受け付けます。なお、募集を停止する場合は、市ホームページ等で告知します。

※ 団体の適格性や対象経費など、申請内容について審査を行うため、お時間をいただく場合があります。また、書類不足等により、再提出をお願いすることもあるため、申請は期間に余裕をもって行ってください。

(2) 提出書類

- ① 市民活動サポート補助金交付申請書
- ② 事業等実施計画書
- ③ 事業等収支予算書
- ④ 交付申請団体調書
- ⑤ 誓約書兼同意書
- ⑥ 定款、会則、規約等の写し
- ⑦ 会員名簿の写し（各会員の氏名・住所等記載のあるもの）
- ⑧ その他（事業報告や決算報告等の団体の活動実績の分かるものなど）

(3) 提出先

龍ヶ崎市市民経済部地域づくり推進課市民活動推進グループ

（龍ヶ崎市役所４階）

〒301-8611

茨城県龍ヶ崎市３７１０番地

※ 直接お持ちください。

8 補助金の交付決定

補助金の交付対象団体に対しては、補助対象事業及び補助金額等を決定した上、「市民活動サポート補助金交付決定通知書」により申請者に通知します。

なお、この交付決定通知書の日付（交付決定日）以降より補助事業を開始することが可能となります。

9 事業内容の変更、中止、廃止

補助金交付の決定を受けた後、事業内容を変更（軽微なものは除く）又は中止・廃止するときは、速やかに「市民活動サポート補助金事業等変更（中止・廃止）承認申請書」を提出してください。

10 実績報告

事業完了後、30日以内に次の書類を提出してください。

◆ スタートダッシュ支援

(1) 提出書類

- ① 市民活動サポート補助金事業等実績報告書
- ② 事業等成果書
- ③ 事業等収支決算書
- ④ 補助対象事業等の経費に係る領収書等の写し
- ⑤ その他市長が必要と認めるもの（事業等を実施した状況写真など、事業内容等が分かる書類）

◆ ジャンプアップ支援

(1) 提出書類

- ① 市民活動サポート補助金事業等実績報告書
- ② 事業等成果書
- ③ 事業等収支決算書
- ④ 補助対象事業等の経費に係る領収書等の写し
- ⑤ その他市長が必要と認めるもの（イベントのチラシや事業当日の配布資料、状況写真など、事業日及び事業内容等が分かる書類）

※ 事業完了後には、市民活動の周知・PR等を図ることを目的として、市民活動センターが開催する報告会に参加していただくことができます。報告会への参加は任意となりますが、団体の会員数増加や活動の拡大・発展等につなげる機会として、参加してみませんか。詳細については、お問い合わせください。

11 補助金の額の確定、支払い

実績報告書の検収を経て、市が額の確定を行い、「市民活動サポート補助金交付額確定通知書」により申請者へ通知します。確定通知を受けた団体は、「市民活動サポート補助金交付請求書」を提出してください。請求書を受理した後、補助金を交付します。

なお、補助金の交付は、原則的に補助事業等の完了後とします。ただし、市長が必要と認めたときは、補助事業等の着手前又は完了前であっても、その一部又は全部を交付することができますので、ご相談ください。

12 補助金の返還

既に交付した補助金に未使用等の残額が生じたとき、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときなどは、補助金の一部又は全部を返還していただきます。

13 その他

企画段階（申請前）の事前相談や申請書類の作成サポートは、地域づくり推進課のほか、市民活動センターでも受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

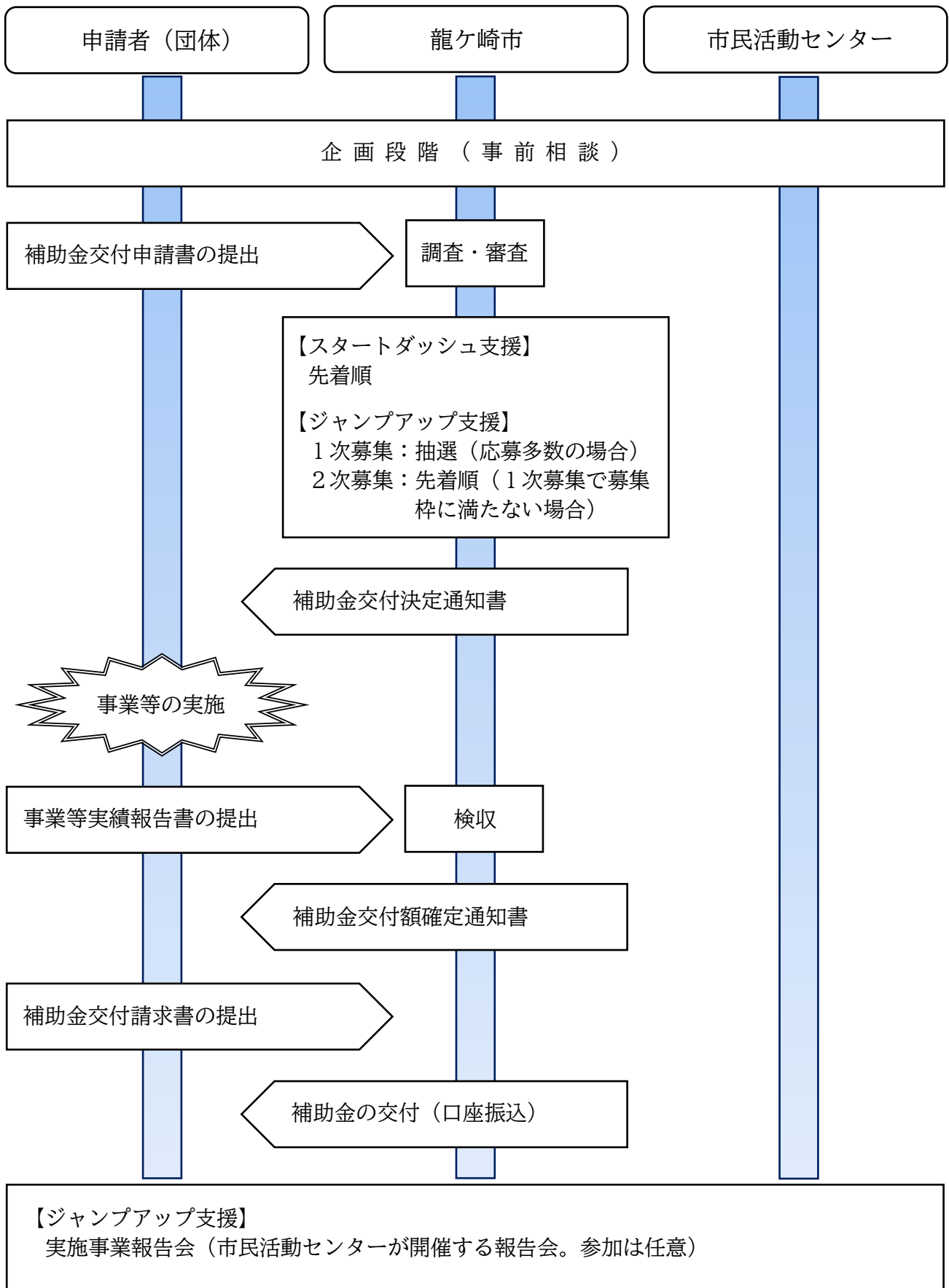
※ 最上位計画の見直し時期等に併せて、この補助金制度（市民活動サポート補助金）も適宜見直しを検討するものとしています。状況等によって、制度の内容等が変更になる場合もありますので、ご承知おきください。

各支援コースの比較表

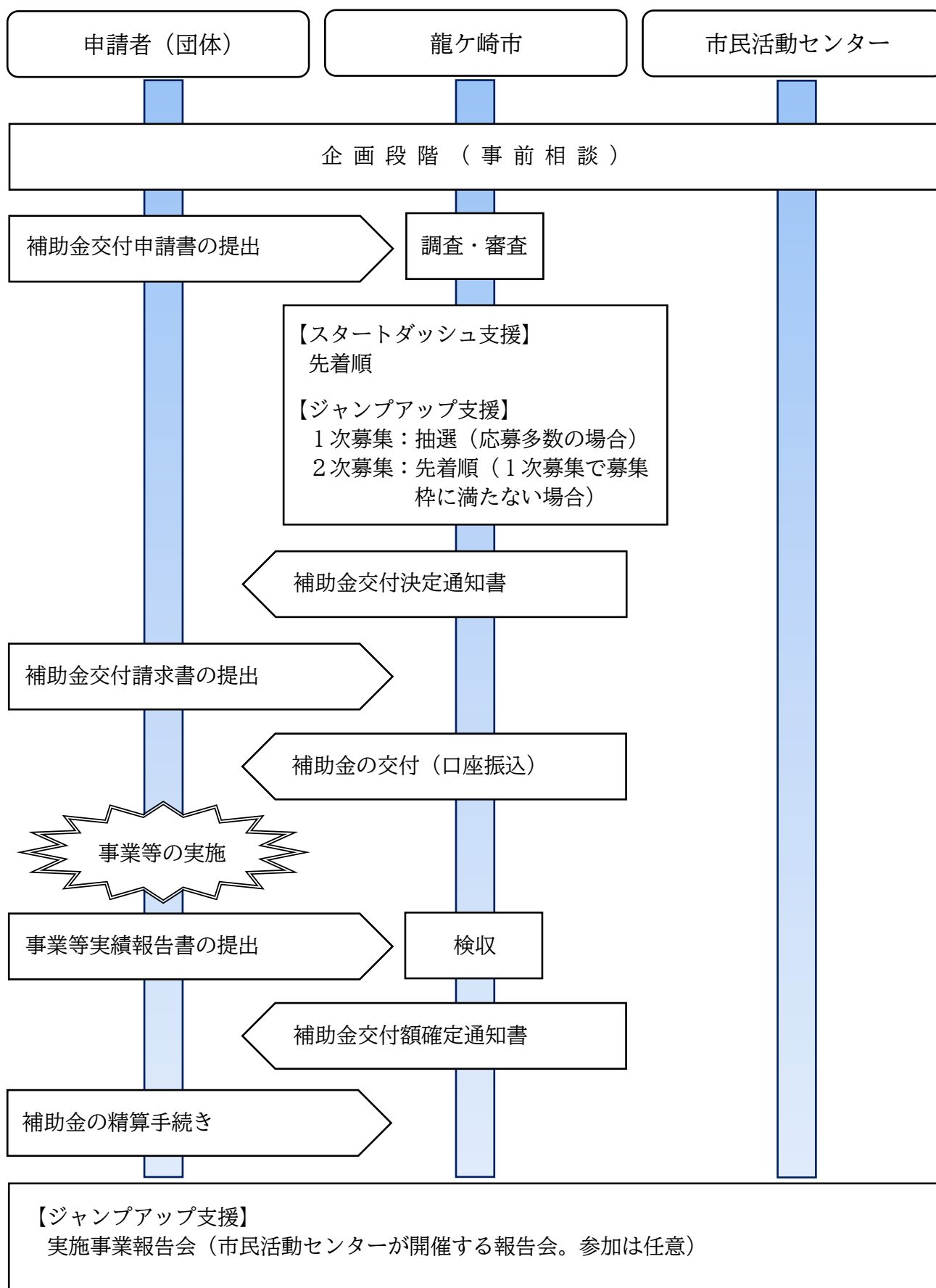
補助区分	スタートダッシュ支援（設立補助）	ジャンプアップ支援（事業補助）
目 的	市民活動初期の支援として、新規設立団体のスタート活動の経費を支援する。	市民活動拡充期の支援として、団体のジャンプアップ活動の経費を支援する。
対象団体	新規又は設立後２年未満の市民活動団体。会員３人以上	設立後２年以上の市民活動団体。会員５人以上
対象事業	特定非営利活動促進法別表に掲げる２０の活動に該当する事業。地域課題、社会的課題等の解決につながる事業で、龍ヶ崎市内で実施し、主として市民を対象とするもの。	
補助金額 （上限額）	１００，０００円	３００，０００円
補 助 率	９／１０	１回目 ９／１０ ２回目 ８／１０
補助回数	１回限り	２回（同一事業として）
予 算 枠 （団体数）	３団体	６団体
申請期間 （募集期間）	令和７年４月１日～ 令和８年１月３０日（随時）	第１次募集：令和７年１月１５日～ 令和７年２月１７日 第２次募集：令和７年６月２日～ 令和７年１２月２６日
申 請 の 受付方法 （決定方法）	先着順。予算の範囲に達し次第、受付終了。	第１次募集で応募団体が多数の場合、抽選。募集枠に満たない場合に限り、第２次募集として予算の範囲に達するまで先着順に受付。
実施事業 報 告 会	—	市民活動センターが開催する報告会への参加（任意）

手続きの流れ

◆ 補助事業等完了後に補助金を交付する方式（原則の方式）



◆ 補助事業等着手前又は完了前に補助金を交付する方式



様式記入例

《 申 請 編 》

【スタートダッシュ支援（設立補助）Ver】

令和〇年〇月〇日

龍ヶ崎市長様

申請者 住所（所在地） 龍ヶ崎市〇〇町〇〇-〇
団体等名称 無料塾「〇〇塾」
代表者職氏名 塾長 龍ヶ崎 はじめ
連絡先 0297-〇〇-〇〇〇〇

龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付申請書

龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱第9条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- ☒ スタートダッシュ支援
☐ ジャンプアップ支援 （ 1 ・ 2 回目）

事業等の名称	無料塾「〇〇塾」開設準備
交付申請額	70,000 円

※ 交付申請額は、スタートダッシュ支援にあつては、補助対象経費の10分の9又は10万円のいずれか低い方の額（千円未満切り捨て）を記載し、ジャンプアップ支援にあつては、交付の回数が1回目の場合は補助対象経費の10分の9又は30万円のいずれか低い方の額（千円未満切り捨て）を、交付の回数が2回目の場合は補助対象経費の10分の8又は30万円のいずれか低い方の額（千円未満切り捨て）を記載すること。

【添付書類】

- 1 事業等実施計画書（様式第2号）
- 2 事業等収支予算書（様式第3号）
- 3 交付申請団体調書（様式第4号）
- 4 誓約書兼同意書（様式第5号）
- 5 団体の定款、会則、規約その他これらに準ずるもの及び会員名簿

事業等実施計画書

事業等の名称	無料塾「〇〇塾」開設準備
事業等の実施場所	〇〇コミュニティセンター
活動の分野 (該当する分野に✓を付すこと。)	☐ 保健, 医療又は福祉の増進 ☐ 社会教育の推進 ☐ まちづくりの推進 ☐ 観光の振興 ☐ 農山漁村又は中山間地域の振興 ☐ 学術, 文化, 芸術又はスポーツの振興 ☐ 環境の保全 ☐ 災害救護 ☐ 地域安全 ☐ 人権の擁護又は平和の推進 ☐ 国際協力 ☐ 男女共同参画社会の形成の促進 ☒ 子どもの健全育成 ☐ 情報化社会の発展 ☐ 科学技術の振興 ☐ 経済活動の活性化 ☐ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充 ☐ 消費者の保護 ☐ 団体活動に対する助言・援助 ☐ その他県条例で定める活動
事業等の目的	経済的な理由等により、塾に通えない子どもたちに対する無料塾を開設し、そこでの学習支援を行うための準備を目的とする。
事業等の内容	無料塾を開設するに当たっての教材及び施設備品等を整える。
事業等により期待される効果	無料塾の開設及び継続した学習支援により、公平な学習環境を提供し、教育格差の解消等に寄与する。
事業等の期間	令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日
事業等実施までのスケジュール	令和〇年〇月 教材の購入 令和〇年〇月 施設備品等の購入 令和〇年〇月 チラシ作成・印刷、ポスティング（塾生の募集） 令和〇年〇月 無料塾の開設
補助期間終了後の事業等継続の有無	有 ・ 無

様式第3号（第9条関係）

事業等収支予算書

【収入】

（単位：円）

区分・内容	予算額	算出根拠	
市補助金	70,000円	補助率	90 %
寄付金	7,000円	賛同者からの寄付金：1,000円×7人	
団体会員の会費より	1,300円	〇〇塾会員による会費より	
収入合計	78,300円		

【支出】

（単位：円）

区分・内容	予算額	補助金充当額	算出根拠
教材購入費	50,000円	50,000円	教材セット(テキスト等)一式：45,000円、講師用参考書：2,500円×2冊
備品購入費	18,500円	12,000円	ホワイトボード：1台
消耗品費	1,800円	0円	ホワイトボードマーカー：150円×2本、ポインター：1,500円×1本
印刷製本費	8,000円	8,000円	塾生募集のチラシ印刷：〇〇枚
	円	円	
支出合計	78,300円	70,000円	
うち補助対象経費の合計	78,300円	70,000円	

《市補助金の積算方法》

補助対象経費の合計	※ 市補助金
78,300円 × 補助率 90 %	70,000円

- ※ 市補助金は、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付申請書（様式第1号）に記載された「交付申請額」と同一額にすること。
- ※ 補助率は、スタートダッシュ支援の補助率、ジャンプアップ支援の補助回数に応じた補助率とし、それを用いて補助金の額を計算すること。
- ※ 収入合計と支出合計は必ず一致すること。

様式第4号（第9条関係）

交付申請団体調書

団 体 名	無料塾「〇〇塾」
団 体 の 所 在 地	〒301-〇〇〇〇 龍ヶ崎市〇〇町〇〇-〇
団 体 の 連 絡 先	電話 0297-〇〇-〇〇〇〇 FAX 0297-〇〇-〇〇〇〇 E-mail 〇〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇
代表者の職・氏名	塾長 龍ヶ崎 はじめ
代 表 者 の 住 所	☒ 上記所在地と同じ
代 表 者 の 連 絡 先	☒ 上記連絡先と同じ
団体の設立年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
団 体 の 設 立 目 的	子どものための地域の学びの場の普及を目的として設立
活 動 の 分 野 (該当する分野に✓を 付すこと。)	☐ 保健, 医療又は福祉の増進 ☐ 社会教育の推進 ☐ まちづくりの推進 ☐ 観光の振興 ☐ 農山漁村又は中山間地域の振興 ☐ 学術, 文化, 芸術又はスポーツの振興 ☐ 環境の保全 ☐ 災害救護 ☐ 地域安全 ☐ 人権の擁護又は平和の推進 ☐ 国際協力 ☐ 男女共同参画社会の形成の促進 ☒ 子どもの健全育成 ☐ 情報化社会の発展 ☐ 科学技術の振興 ☐ 経済活動の活性化 ☐ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充 ☐ 消費者の保護 ☐ 団体活動に対する助言・援助 ☐ その他県条例で定める活動
構 成 員 の 人 数 (うち市民の人数)	〇 人 (〇 人)
団体の主な活動地域	〇〇学区
団体の主な活動内容及びこれまでの実績	プレ夏期講習会 (〇 年 〇 月 〇 日)
これまでに受けた 補 助 金 ・ 助 成 金	なし
市民活動センター への団体登録状況	☐ 登録済み ☒ 登録予定 (〇 月 〇 日)

※ 担当者氏名・連絡先 佐貫 いろは 携帯 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

様式第5号（第9条関係）

誓約書兼同意書

補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないことを誓約します。
- (2) 納付すべき市税等に滞納がないことを誓約します。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱に基づき、補助金の全部又は一部を返還します。
 - ア 偽りその他の不正な手段により補助金の交付の決定を受けたことが判明した場合
 - イ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為をしたことが判明した場合
 - ウ その他龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱に定める事項に違反したことが判明した場合

2 同意事項

- (1) 上記1の(1)の誓約事項が遵守されているか確認するため、龍ヶ崎市長が各都道府県警察本部等に照会を行うことに同意します。
- (2) 上記1の(2)の誓約事項が遵守されているか確認するため、龍ヶ崎市長が公簿等により市税等の納付状況を確認することに同意します。

令和〇年〇月〇日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住所（所在地） 龍ヶ崎市〇〇町〇〇-〇
団体等名称 無料塾「〇〇塾」
代表者職氏名 塾長 龍ヶ崎 はじめ
（代表者の署名又は記名押印）
代表者生年月日 昭和〇年〇月〇日

様式記入例

《 申 請 編 》

【ジャンプアップ支援（事業補助）Ver】

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住所（所在地） 龍ヶ崎市〇〇町〇〇-〇
 団体等名称 龍ヶ崎の歴史を学ぼう会
 代表者職氏名 会長 北竜台 太郎
 連絡先 0297-〇〇-〇〇〇〇

龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付申請書

龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱第9条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- ☐ スタートダッシュ支援
☒ ジャンプアップ支援 (1)・2 回目)

事業等の名称	歴史イベント in 龍ヶ崎
交付申請額	300,000 円

※ 交付申請額は、スタートダッシュ支援にあつては、補助対象経費の10分の9又は10万円のいずれか低い方の額（千円未満切り捨て）を記載し、ジャンプアップ支援にあつては、交付の回数が1回目の場合は補助対象経費の10分の9又は30万円のいずれか低い方の額（千円未満切り捨て）を、交付の回数が2回目の場合は補助対象経費の10分の8又は30万円のいずれか低い方の額（千円未満切り捨て）を記載すること。

【添付書類】

- 1 事業等実施計画書（様式第2号）
- 2 事業等収支予算書（様式第3号）
- 3 交付申請団体調書（様式第4号）
- 4 誓約書兼同意書（様式第5号）
- 5 団体の定款、会則、規約その他これらに準ずるもの及び会員名簿

事業等実施計画書

事業等の名称	歴史イベント in 龍ヶ崎
事業等の実施場所	〇〇会館
活動の分野 (該当する分野に✓を付すこと。)	☐ 保健, 医療又は福祉の増進 ☐ 社会教育の推進 ☐ まちづくりの推進 ☒ 観光の振興 ☐ 農山漁村又は中山間地域の振興 ☐ 学術, 文化, 芸術又はスポーツの振興 ☐ 環境の保全 ☐ 災害救護 ☐ 地域安全 ☐ 人権の擁護又は平和の推進 ☐ 国際協力 ☐ 男女共同参画社会の形成の促進 ☐ 子どもの健全育成 ☐ 情報化社会の発展 ☐ 科学技術の振興 ☐ 経済活動の活性化 ☐ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充 ☐ 消費者の保護 ☐ 団体活動に対する助言・援助 ☐ その他県条例で定める活動
事業等の目的	歴史イベントを開催し、多くの方々に龍ヶ崎の歴史とまちを知ってもらい、観光活性化を図る。また、参加者に興味を持ってもらうことで、団体の会員数増加につなげることを目的とする。
事業等の内容	市民はもとより、多くの方々を対象に、龍ヶ崎の歴史・文化を学んでもらうため、〇〇会館においてパネル展示や専門家による講演会を開催する。
事業等により期待される効果	歴史・文化などの地域資源を活かした観光活性化により、誘客を促し、交流人口の拡大及び地域経済の振興につながることが期待される。
事業等の期間	令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日
事業等実施までのスケジュール	令和〇年〇月 会場の予約、講演会の外部講師への講演依頼 令和〇年〇月 展示パネルの制作 令和〇年〇月 ポスター及びチラシの作成 令和〇年〇月 広報活動（ポスターの掲示、チラシの配布、団体ホームページによる情報発信等） 令和〇年〇月 事業の実施
補助期間終了後の事業等継続の有無	有 ・ 無

様式第3号（第9条関係）

事業等収支予算書

【収入】

（単位：円）

区分・内容	予算額	算出根拠	
市補助金	300,000円	補助率	90 %
参加費	30,000円	〇〇〇円×〇〇〇人	
寄付金	40,000円	賛同企業等からの寄付金：〇〇円×〇社	
団体会計の予算（自主財源）より	24,800円	団体運営、事業活動のための団体資金より	
収入合計	394,800円		

【支出】

（単位：円）

区分・内容	予算額	補助金充当額	算出根拠
会場等使用料	120,000円	50,000円	〇〇会館大ホール使用料：100,000円、付属設備使用料：20,000円
講師謝礼金	20,000円	20,000円	〇〇大学助教授 〇〇氏
講師交通費	4,800円	0円	〇〇駅～〇〇駅（往復交通費実費）
印刷製本費	100,000円	100,000円	展示パネル制作費：70,000円、ポスター・チラシ印刷代：30,000円
消耗品費	75,000円	55,000円	パネルフレーム：3,500円×20枚、パネルフック：250円×20本
新聞折込料	55,000円	55,000円	〇〇新聞（〇〇エリア）
損害保険料	20,000円	20,000円	イベント保険（〇日間）
支出合計	394,800円	300,000円	
うち補助対象経費の合計	394,800円	300,000円	

《市補助金の積算方法》

補助対象経費の合計	※ 市補助金		
394,800円	×	補助率 90 %	≥ 300,000円

- ※ 市補助金は、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付申請書（様式第1号）に記載された「交付申請額」と同一額にすること。
- ※ 補助率は、スタートダッシュ支援の補助率、ジャンプアップ支援の補助回数に応じた補助率とし、それを用いて補助金の額を計算すること。
- ※ 収入合計と支出合計は必ず一致すること。

交付申請団体調書

団 体 名	龍ヶ崎の歴史を学ぼう会
団 体 の 所 在 地	〒301-0000 龍ヶ崎市〇〇町〇〇-〇
団 体 の 連 絡 先	電話 0297-00-0000 FAX 0297-00-0000 E-mail 〇〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇
代表者の職・氏名	会長 北竜台 太郎
代 表 者 の 住 所	☒ 上記所在地と同じ
代 表 者 の 連 絡 先	☒ 上記連絡先と同じ
団体の設立年月日	平成 〇 年 〇 月 〇 日
団 体 の 設 立 目 的	〇〇地区に散在する歴史的建造物のガイド活動を通して、多くの 方々に龍ヶ崎の歴史とまちを知ってもらい、観光活性化につなげ たいという思いから設立
活 動 の 分 野 (該当する分野に✓を 付すこと。)	☐ 保健, 医療又は福祉の増進 ☐ 社会教育の推進 ☐ まちづくりの推進 ☒ 観光の振興 ☐ 農山漁村又は中山間地域の振興 ☐ 学術, 文化, 芸術又はスポーツの振興 ☐ 環境の保全 ☐ 災害救護 ☐ 地域安全 ☐ 人権の擁護又は平和の推進 ☐ 国際協力 ☐ 男女共同参画社会の形成の促進 ☐ 子どもの健全育成 ☐ 情報化社会の発展 ☐ 科学技術の振興 ☐ 経済活動の活性化 ☐ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充 ☐ 消費者の保護 ☐ 団体活動に対する助言・援助 ☐ その他県条例で定める活動
構 成 員 の 人 数 (うち市民の人数)	〇 人 (〇 人)
団体の主な活動地域	〇〇市街地地区
団体の主な活動内容及びこれまでの実績	〇〇ワークショップの開催 (〇 年 〇 月 〇 日)
これまでに受けた 補 助 金 ・ 助 成 金	〇〇事業補助金 (〇〇年度)
市民活動センター への団体登録状況	☒ 登録済み ☐ 登録予定 (月 日)

※ 担当者氏名・連絡先 龍ヶ岡 花子 携帯 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

様式第5号（第9条関係）

誓約書兼同意書

補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないことを誓約します。
- (2) 納付すべき市税等に滞納がないことを誓約します。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱に基づき、補助金の全部又は一部を返還します。
 - ア 偽りその他の不正な手段により補助金の交付の決定を受けたことが判明した場合
 - イ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為をしたことが判明した場合
 - ウ その他龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱に定める事項に違反したことが判明した場合

2 同意事項

- (1) 上記1の(1)の誓約事項が遵守されているか確認するため、龍ヶ崎市長が各都道府県警察本部等に照会を行うことに同意します。
- (2) 上記1の(2)の誓約事項が遵守されているか確認するため、龍ヶ崎市長が公簿等により市税等の納付状況を確認することに同意します。

令和〇年〇月〇日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住所（所在地） 龍ヶ崎市〇〇町〇〇-〇
団体等名称 龍ヶ崎の歴史を学ぼう会
代表者職氏名 会長 北竜台 太郎
（代表者の署名又は記名押印）
代表者生年月日 昭和〇年〇月〇日

様式記入例

《 実績報告編 》

【スタートダッシュ支援（設立補助）Ver】

令和〇年〇月〇日

龍ヶ崎市長様

申請者 住所（所在地） 龍ヶ崎市〇〇町〇〇-〇
団体等名称 無料塾「〇〇塾」
代表者職氏名 塾長 龍ヶ崎 はじめ
連絡先 0297-〇〇-〇〇〇〇

龍ヶ崎市市民活動サポート補助金事業等実績報告書

令和〇年〇月〇日付け龍ヶ崎市指令〇第〇号にて補助金の交付決定を受けた下記事業等が完了したので、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- ☒ スタートダッシュ支援
☐ ジャンプアップ支援（1・2回目）

事業等の名称	無料塾「〇〇塾」開設準備
事業等の成果	別添「事業等成果書」のとおり
事業等の完了日	令和〇年〇月〇日
事業費	76,000円 (うち補助対象経費 68,000円)
備考	

【添付書類】

- 1 事業等成果書（様式第10号）
- 2 事業等収支決算書（様式第11号）
- 3 補助対象経費の支出額が分かる書類（領収書等）の写し

事業等成果書

事業等の名称	無料塾「〇〇塾」開設準備
事業等の実施場所	〇〇コミュニティセンター
活動の分野 (該当する分野に✓を付すこと。)	☐ 保健, 医療又は福祉の増進 ☐ 社会教育の推進 ☐ まちづくりの推進 ☐ 観光の振興 ☐ 農山漁村又は中山間地域の振興 ☐ 学術, 文化, 芸術又はスポーツの振興 ☐ 環境の保全 ☐ 災害救護 ☐ 地域安全 ☐ 人権の擁護又は平和の推進 ☐ 国際協力 ☐ 男女共同参画社会の形成の促進 ☒ 子どもの健全育成 ☐ 情報化社会の発展 ☐ 科学技術の振興 ☐ 経済活動の活性化 ☐ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充 ☐ 消費者の保護 ☐ 団体活動に対する助言・援助 ☐ その他県条例で定める活動
事業等の目的	経済的な理由等により、塾に通えない子どもたちに対する無料塾を開設し、そこでの学習支援を行うための準備を目的とする。
事業等の内容	無料塾を開設するに当たっての教材及び施設備品等を整えた。
事業等による効果	無料塾の開設及び継続した学習支援により、公平な学習環境を提供し、教育格差の解消等を図ることができた。
事業等の期間	令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日
事業等実施までのスケジュール	令和〇年〇月 教材の購入 令和〇年〇月 施設備品等の購入 令和〇年〇月 チラシ作成・印刷、ポスティング（塾生の募集） 令和〇年〇月 無料塾の開設
補助期間終了後の事業等継続の有無	有 ・ 無

事業等収支決算書

【収入】

(単位：円)

区分・内容	予算現額	決算額	比較増減額	摘要（説明）	
市補助金	70,000 円	68,000 円	▲2,000 円	補助率	90 %
寄付金	7,000 円	7,000 円	0 円		
団体会員の会費より	1,300 円	1,000 円	▲300 円	支出減に伴う団体会員の会費からの持ち出し減	
収入合計	78,300 円	76,000 円	▲2,300 円		

【支出】

(単位：円)

区分・内容	予算現額	決算額	比較増減額	摘要（説明）	
教材購入費	50,000 円	50,000 円	0 円		
備品購入費	18,500 円	18,500 円	0 円		
消耗品費	1,800 円	2,500 円	700 円	〇〇に使用する〇〇を追加購入したため	
印刷製本費	8,000 円	5,000 円	▲3,000 円	チラシの印刷枚数を減らしたため	
	円	円	円		
支出合計	78,300 円	76,000 円	▲2,300 円		
うち補助対象経費の合計	78,300 円	76,000 円	▲2,300 円		

《市補助金の積算方法》

補助対象経費の合計	※市補助金		
76,000 円	×	補助率 90 %	≧ 68,000 円

【収入支出差引】

(単位：円)

収入決算額	支出決算額	収入支出差引額	摘要（顛末）
76,000 円	76,000 円	0 円	

- ※ 市補助金は、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 6 号）に記載された「補助金の額」が上限となります。
- ※ 補助率は、スタートダッシュ支援の補助率、ジャンプアップ支援の補助回数に応じた補助率とし、それをを用いて補助金の額を計算すること。
- ※ 収入合計と支出合計は必ず一致すること。
- ※ 収入支出差引中の「摘要」欄には、収入支出差引過不足額の処理の方法等について記載すること。

令和〇年〇月〇日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住所（所在地） 龍ヶ崎市〇〇町〇〇-〇
団体等名称 無料塾「〇〇塾」
代表者職氏名 塾長 龍ヶ崎 はじめ 印
連絡先 0297-〇〇-〇〇〇〇

龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付請求書

令和〇年〇月〇日付け龍ヶ崎市指令〇第〇号にて交付額の確定（交付決定・変更承認）があった下記の事業等に係る補助金について、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱第14条第2項の規定により、請求します。

記

- ☒ スタートダッシュ支援
☐ ジャンプアップ支援 （ 1 ・ 2 回目）

事業等の名称	無料塾「〇〇塾」開設準備		
補助金の額	既通知済額	68,000	円（ア）
	既交付額	0	円（イ）
	今回請求額	68,000	円（ウ）
	未交付額	0	円（ア）－（イ）－（ウ）
備考			

振込先	金融機関名	〇〇銀行							
	本・支店等名	〇〇支店							
	口座番号	普通	・	当座	〇	〇	〇	〇	〇
	フリガナ	リョウギョク〇〇ジツ ジョウキョウ リョウギョク ジョウキョウ							
	口座名義人	無料塾「〇〇塾」 塾長 龍ヶ崎 はじめ							

様式記入例

《 実績報告編 》

【ジャンプアップ支援（事業補助）Ver】

令和〇年〇月〇日

龍ヶ崎市長様

申請者 住所（所在地） 龍ヶ崎市〇〇町〇〇-〇
団体等名称 龍ヶ崎の歴史を学ぼう会
代表者職氏名 会長 北竜台 太郎
連絡先 0297-〇〇-〇〇〇〇

龍ヶ崎市市民活動サポート補助金事業等実績報告書

令和〇年〇月〇日付け龍ヶ崎市指令〇第〇号にて補助金の交付決定を受けた下記事業等が完了したので、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- ☐ スタートダッシュ支援
☒ ジャンプアップ支援 (1)・2回目

事業等の名称	歴史イベントin龍ヶ崎
事業等の成果	別添「事業等成果書」のとおり
事業等の完了日	令和〇年〇月〇日
事業費	411,000円 (うち補助対象経費 300,000円)
備考	

【添付書類】

- 1 事業等成果書（様式第10号）
- 2 事業等収支決算書（様式第11号）
- 3 補助対象経費の支出額が分かる書類（領収書等）の写し

事業等成果書

事業等の名称	歴史イベント in 龍ヶ崎
事業等の実施場所	〇〇会館
活動の分野 (該当する分野に✓を付すこと。)	☐ 保健, 医療又は福祉の増進 ☐ 社会教育の推進 ☐ まちづくりの推進 ☒ 観光の振興 ☐ 農山漁村又は中山間地域の振興 ☐ 学術, 文化, 芸術又はスポーツの振興 ☐ 環境の保全 ☐ 災害救護 ☐ 地域安全 ☐ 人権の擁護又は平和の推進 ☐ 国際協力 ☐ 男女共同参画社会の形成の促進 ☐ 子どもの健全育成 ☐ 情報化社会の発展 ☐ 科学技術の振興 ☐ 経済活動の活性化 ☐ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充 ☐ 消費者の保護 ☐ 団体活動に対する助言・援助 ☐ その他県条例で定める活動
事業等の目的	歴史イベントを開催し、多くの方々に龍ヶ崎の歴史とまちを知ってもらい、観光活性化を図る。また、参加者に興味を持ってもらうことで、団体の会員数増加につなげることを目的とする。
事業等の内容	市民はもとより、多くの方々を対象に、龍ヶ崎の歴史・文化を学んでもらうため、〇〇会館においてパネル展示や専門家による講演会を開催した。
事業等による効果	歴史・文化などの地域資源を活かした観光活性化により、誘客を促し、交流人口の拡大及び地域経済の振興を図ることができた。
事業等の期間	令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日
事業等実施までのスケジュール	令和〇年〇月 会場の予約、講演会の外部講師への講演依頼 令和〇年〇月 展示パネルの制作 令和〇年〇月 ポスター及びチラシの作成 令和〇年〇月 広報活動（ポスターの掲示、チラシの配布、団体ホームページによる情報発信等） 令和〇年〇月 事業の実施
補助期間終了後の事業等継続の有無	有 ・ 無

事業等収支決算書

【収入】

(単位：円)

区分・内容	予算現額	決算額	比較増減額	摘要（説明）	
市補助金	300,000 円	300,000 円	0 円	補助率	90 %
参加費	30,000 円	40,000 円	10,000 円	参加者増による増額	
寄付金	40,000 円	40,000 円	0 円		
団体会計の予算（自主財源）より	24,800 円	31,000 円	6,200 円	支出増に応じた団体会計からの持ち出し増	
収入合計	394,800 円	411,000 円	16,200 円		

【支出】

(単位：円)

区分・内容	予算現額	決算額	比較増減額	摘要（説明）	
会場等使用料	120,000 円	120,000 円	0 円		
講師謝礼金	20,000 円	20,000 円	0 円		
講師交通費	4,800 円	6,000 円	1,200 円	〇〇の都合上、往路に特急列車を利用したため	
印刷製本費	100,000 円	110,000 円	10,000 円	チラシの印刷枚数を増やしたため	
消耗品費	75,000 円	75,000 円	0 円		
新聞折込料	55,000 円	60,000 円	5,000 円	折込チラシの配布エリアを拡大したため	
損害保険料	20,000 円	20,000 円	0 円		
支出合計	394,800 円	411,000 円	16,200 円		
うち補助対象経費の合計	394,800 円	411,000 円	16,200 円		

《市補助金の積算方法》

補助対象経費の合計	※市補助金		
411,000 円	×	補助率 90 %	≥ 300,000 円

【収入支出差引】

(単位：円)

収入決算額	支出決算額	収入支出差引額	摘要（顛末）
411,000 円	411,000 円	0 円	

- ※ 市補助金は、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 6 号）に記載された「補助金の額」が上限となります。
- ※ 補助率は、スタートダッシュ支援の補助率、ジャンプアップ支援の補助回数に応じた補助率とし、それを用いて補助金の額を計算すること。
- ※ 収入合計と支出合計は必ず一致すること。
- ※ 収入支出差引中の「摘要」欄には、収入支出差引過不足額の処理の方法等について記載すること。

令和〇年〇月〇日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住所（所在地） 龍ヶ崎市〇〇町〇〇-〇
団体等名称 龍ヶ崎の歴史を学ぼう会
代表者職氏名 会長 北竜台 太郎 印
連絡先 0297-〇〇-〇〇〇〇

龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付請求書

令和〇年〇月〇日付け龍ヶ崎市指令〇第〇号にて交付額の確定（交付決定・変更承認）があった下記の事業等に係る補助金について、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱第14条第2項の規定により、請求します。

記

- ☐ スタートダッシュ支援
☒ ジャンプアップ支援 (1)・2回目

事業等の名称	歴史イベント in 龍ヶ崎
補助金の額	既通知済額 300,000 円 (ア) 既交付額 0 円 (イ) 今回請求額 300,000 円 (ウ) 未交付額 0 円 (ア) - (イ) - (ウ)
備考	

振込先	金融機関名	〇〇信用金庫							
	本・支店等名	〇〇支店							
	口座番号	普通	・	当座	〇	〇	〇	〇	〇
	フリガナ	リウガ ヒルシマホウカイ カイヨウ リウダイトウ							
	口座名義人	龍ヶ崎の歴史を学ぼう会 会長 北竜台 太郎							

Q & A

Q 補助金の申請は郵送やFAXでも受け付けてくれますか？

A 不可です。必ず地域づくり推進課まで直接提出してください。

Q 交付決定前に実施した事業等の費用は、補助対象となりますか？

A 対象外です。補助事業の期間は、交付決定後からとなりますので、ご注意ください。

Q 翌年度にわたる事業等の申請は可能ですか？

A 不可です。この補助金は、交付決定後からその日に属する年度内に完了する事業（検収期間30日間を含む）を対象としています。

Q 補助金の申請をしてから交付決定までの期間は、どのくらいですか？

A 団体の適格性をはじめ、申請内容の審査を行う関係から、交付決定までは1か月程度みてください。

Q 外部講師等に対する謝礼金の領収書は、所定のものがありますか？

A 所定の様式はありません。市販のものをご利用いただくか、ご自身で作成していただくことになりますが、氏名、日付、金額、但し書き（支払いの内容）は必ず記載してください。

《参考：領収書の記載例》

領 収 書	
	令和〇年〇月〇日
<u>(団体名) 様</u>	
金 20,000円	
但し、〇月〇日実施の「〇〇講演会」の講師謝礼金として 上記正に領収いたしました。	
令和〇年〇月〇日	
住所 〇〇市〇〇町〇〇-〇	
氏名 (講師名)	印

Q 外部講師等の会場までの交通費（電車代）は、どのように取り扱えばいいですか？

A 交通手段、経路、運賃等に係る資料、及び領収書等を提出してください。

Q インターネット上で購入したもので領収書が発行されない場合がありますが、どのようにすればいいですか？

A 領収書に代わる支払明細書や納品書など、購入と支払金額が確認できるものを提出してください。

市民活動サポート補助金 提出書類チェック表【申請時用】

【申請団体の皆さまへ】

書類提出時には、こちらのチェックリストで提出書類・確認事項を確認してください。

 提出書類 必要書類を準備し、確認内容に問題ないかを□欄に✓を入れてください		
チェック	提出書類	確認事項
☐	市民活動サポート補助金交付申請書 (様式第1号)	▶スタートダッシュ支援の場合 交付申請額は“10万円以下”になっていますか。 ▶ジャンプアップ支援の場合 交付申請額は“30万円以下”になっていますか。
☐	事業等実施計画書 (様式第2号)	・「事業等の名称」は様式第1号に記載した「事業等の名称」と同じですか。 ・「事業等の期間」は、補助事業等決定見込み日から申請年度内(3/31)までの期間としていますか
☐	事業等収支予算書 (様式第3号)	・団体全体の収支予算書ではなく、申請事業等に関する収支予算書になっていますか。 ・収入合計と支出合計の予算額は一致していますか。
☐	交付申請団体調書 (様式第4号)	・「構成員の人数」は会員名簿の人数と一致していますか。 ・「担当者指名・連絡先」は、普段連絡が取れ、申請内容に関する質問に対応できる方が記入されていますか。
☐	誓約書兼同意書 (様式第5号)	—
☐	定款、会則、規約等の写し	—
☐	会員名簿の写し	・会員の氏名・住所が記載されていますか。
☐	その他(事業・決算報告など団体の活動実績の分かるもの)	—

【お問い合わせ】龍ヶ崎市地域づくり推進課 電話:0297-64-1111(内線438)
 メール:community@city.ryugasaki.lg.jp

市民活動サポート補助金 提出書類チェック表【実績報告時用】

【申請団体の皆さまへ】

書類提出時には、こちらのチェックリストで提出書類・確認事項を確認してください。

 提出書類 必要書類を準備し、確認内容に問題ないかを□欄に✓を入れてください		
チェック	提出書類	確認事項
☐	市民活動サポート補助金事業等 実績報告書(様式第9号)	・補助金の“交付決定年月日”及び“指令番号”は、補助金交付決定通知書に記載されている年月日及び番号と同じになっていますか。
☐	事業等成果書 (様式第10号)	・申請時の「事業等実施計画書」に沿ったものに加筆した内容となっていますか。
☐	事業等収支決算書 (様式第11号)	・収支事項の摘要(説明)欄には、具体的な内容が記入されていますか。 ・収入合計と支出合計の予算現額・決算額は一致していますか。
☐	補助対象事業等の経費一覧表及び 領収書等の写し	・領収書等の内容は、品名や数量など具体的な記載がありますか。
☐	その他(事業日及び事業内容が分かるもの) <例> ・事業実施の際の状況写真 ・事業当日の配布資料、イベントチラシ など	—

【お問い合わせ】龍ヶ崎市地域づくり推進課 電話:0297-64-1111(内線438)
メール:community@city.ryugasaki.lg.jp

【お問い合わせ先（相談窓口）】

- 龍ヶ崎市市民経済部地域づくり推進課市民活動推進グループ
(龍ヶ崎市役所4階)

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地

【TEL】0297-64-1111(代) 内線435・438

【FAX】0297-60-1584

【E-mail】community@city.ryugasaki.lg.jp

・開庁時間：9：00～17：00

・閉庁日：土曜・日曜・祝日、年末年始

- 龍ヶ崎市市民活動センター

〒301-0004 茨城県龍ヶ崎市馴馬町2445番地

【TEL】0297-63-0030

【FAX】0297-63-0571

【E-mail】center@ryugasaki-shiminkatsudo.net

・開館時間：9：00～19：00（日曜、祝日は17：00まで）

・休館日：毎週月曜、年末年始